

令和3年4月15日

新型コロナウイルス感染症への対応について

I 現在の感染状況

新規陽性者数は、昨日14日は156人となり、1月30日以来、約2か月半ぶりに150人を超えるました。直近1週間の合計(496人)は、その前の1週間の合計(239人)と比べて倍増しています。また、変異株の陽性者数も増加傾向にあることや、感染経路不明割合が5割を超えていることに加え、他の地域では6都府県が「まん延防止等重点措置」の対象区域となるなど、全国的にも感染再拡大の傾向にあり、本県の感染状況は予断を許さない状況にあります。

新規陽性者の発生動向を年代別に見ると、3月は、60代以上の割合が5割を超えていましたが、4月以降は、60代以上の割合が20%まで大幅に減少した一方、20代～30代の割合が21%から40%に、40代～50代の割合が20%から32%にそれぞれ大きく増加しています。

次に、地域別に見ると、3月は17%に留まっていた福岡市の割合が、4月には43%にまで上昇しています。

また、クラスターの発生状況を見ると、3月は、飲食店(いわゆる昼カラオケを除く)での発生は2件でしたが、4月は昨日14日までにすでに2件発生しています。

年度替わりの人の移動や飲食の場面を通じた感染、変異株の影響などにより、このような感染の拡大が続いているものと考えられます。

病床使用率については、昨日14日時点で23.7%となっており、このところ、25%を切った水準で下げ止まっています。また、重症病床使用率は、9%と低い水準を維持していますが、入院者数や重症者数は新規陽性者数の増加よりも遅れて増加する傾向にあることから、引き続き、病床がひっ迫しないよう、強い警戒感を持って注視していく必要があります。

県では、引き続き、変異株スクリーニング検査の拡充、クラスター発生時の封じ込めの徹底、職員に対するPCR検査など高齢者施設等における感染防止対策の徹底、飲食店に対する感染防止対策アドバイザーの派遣などを通じ

て、感染の再拡大をできるだけ抑えるよう取り組んでまいります。

ワクチン接種については、県内20万人を超える医療従事者等に対する優先接種を着実に進めるとともに、今週から始まった高齢者への優先接種が円滑に実施されるよう、市町村に対し支援してまいります。

また、医療提供体制については、本日新たに32床を追加確保し、確保病床数を802床にまで増やしました。今後、現在の病床確保計画を見直し、少なくとも1,000床を確保するとともに、新たな宿泊療養施設の確保に向け、関係者と協議を進めてまいります。

県民及び事業者の皆様には、引き続き、次のとおり御協力をお願いします。

2 県民及び事業者に対する要請

(1) 県民への要請

- ① 20代から30代を中心とした感染拡大の傾向が本県においても見られている。重症化しやすい高齢者層への感染を広げないためにも、基本的な感染対策を徹底し、慎重に行動すること。
- ② 飲食店の利用は、少人数、2時間以内とすること。深酒をせず、会話の際は、マスクを着用し、大声を避けること。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)。
- ③ 「感染防止宣言ステッカー」掲示店など、適切な換気が行われ、座席間の距離も十分で、飛沫の飛散防止(アクリル板等の設置など)等の感染防止対策が徹底され、混雑していないお店を選ぶこと。
- ④ 外出や移動にあたっては、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して、混雑していない時間と場所を選ぶこと。
特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控えること。
- ⑤ 施設や店舗を利用する場合は、「人にうつさない」、「人からうつされない」、「自分が感染しているかもしれない」という意識を常に持って行動すること。
- ⑥ 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人ととの距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとし

た基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」を実施すること。

(2) 飲食店への要請

- ① 少人数、滞在時間を2時間以内とするよう利用客に促すこと。
- ② 換気や座席間の距離の確保、飛沫の飛散防止に有効なアクリル板等の設置など、業種別ガイドラインに従った感染防止策の徹底と「感染防止宣言ステッカー」の掲示等により、取組みを実施している旨を明示すること。

(3) 事業者への要請等

- ① 高齢者施設等におけるクラスターの発生が続いているため、施設における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組みを積極的に進めること。

- 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。

※ 県では、高齢者施設や障がい者施設の入所者は、特に重症化リスクが高いため、これらの方と接する可能性がある施設職員を幅広く対象とした無料のPCR検査事業を昨年12月から実施中。

- 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申し出しそうな環境づくりに努めること。
- 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
- 施設で陽性者がいる場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- 陽性者がいる場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

- ② 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進すること。

- ③ 職場においては、感染防止のための取組み^{*}を行い、「三密」や「感染リ

スクが高まる「5つの場面」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。

※ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等

(4) 学校等の取り扱い

- 授業・学校行事・部活動等における感染防止策について、児童・生徒・学生等への徹底を要請する。

(5) 催物(イベント等)の開催制限の要請【令和3年4月末まで】

(特措法第24条第9項)

① 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

- 5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方。(収容定員の50%を超える場合は別紙1を参照。)

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

- 収容定員の50%以内
- ただし、参加者の位置が固定されている場合は、異なるグループ間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名まで)内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、参加人数は収容人員の50%を超える場合もありうる。

③ 収容定員が設定されていない場合は、密集の回避や飲食制限等の感染防止対策を行った上で、十分な人ととの間隔(1m)を設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であること。

④ スマートフォンを活用した接触確認アプリ(COCOA)について、周知すること。

※ 別紙1及び別紙2に留意すること。

(6) 県主催イベントの対応について

上記(5)と同様の取り扱いとする。

※ 対応状況は、県のホームページに随時掲載する。